

持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則

第9回 定時総会資料

2020年3月4日



目次

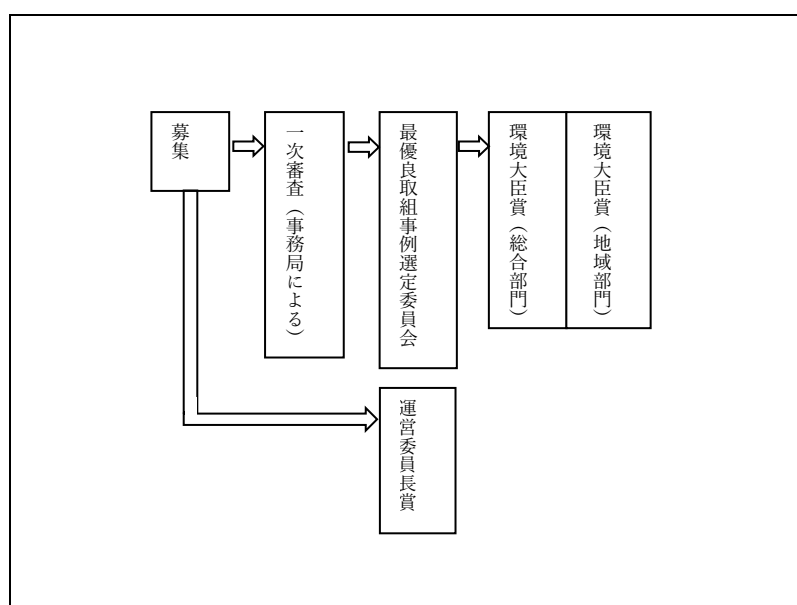
持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則.....	1
最優良取組事例の選定	2
決議事項	10
今年度活動報告	
運営委員会の活動	14
取組事例のとりまとめ	18
ワーキンググループ（WG）の活動	19
署名機関数と会費の徴収状況	25
次年度の活動予定	26
【参考資料】	
参考資料 1 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」運営規程 ..	28
参考資料 2 21 世紀金融行動原則署名機関等一覧.....	37

持続可能な社会の形成に向けた 金融行動原則 (21世紀金融行動原則)

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取り組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

最優良取組事例の選定

21世紀金融行動原則に沿った署名機関の優れた取組を表彰することで署名機関の一層の取組み促進を図るため、最優良取組事例の選定を実施している。2017度より業務部門を越えた最優良取組事例を2事例程度選定することとし、環境大臣賞として総合部門と地域部門を設けている。



【実施スケジュール】

- 最優良取組事例募集期間：2019年11月8日～2020年1月22日
- 応募件数は29件、一次審査通過は10件
- 第1次審査期間：2020年1月23日～1月30日
- 最優良取組事例（環境大臣賞）選定委員会：2020年2月6日
- 特別賞（運営委員長賞）審査期間：2020年2月初旬

【最優良取組事例選定委員会 委員】

- 委員長 末吉 竹二郎 氏 (UNEP FI 特別顧問)
- 委員 藺田 綾子 氏 (株式会社クレアン 代表取締役)
- 委員 水口 剛 氏 (高崎経済大学 経済学部 教授)
- 委員 西村 治彦 氏 (環境省 大臣官房 環境経済課長)

【選定基準】

- ・ 先進性がある。
- ・ 独自性がある。
- ・ 本業に即した取組である。
- ・ 実績（販売数や販売額等）がある。
- ・ 汎用性がある（他の金融機関のモデルとなる）
- ・ 地域性がある。地域経済の発展につながる。
- ・ 国内外への広がりがある。
- ・ 多様なステークホルダーと関連している。

最優良取組事例選定のための応募申込書

21 世紀金融行動原則
2019 年度 最優良取組事例選定のための応募申込書

機関名			
事務連絡等の 担当者名 及び 連絡先	所属部署		
	氏名		
	姓	〒	
	電話番号		
	E-mail		
取組の名称			
取組の 開始時期	西暦	年	月 日
取組の背景・目的			
取組の概要			
取組を実施するにあたっての組織の方針や体制 <small>（※該当する場合に記載。該当しない場合は「特になし」と記載ください）</small>			
取組の実績			
取組の今後の計画・広がりについて			
取組を実施している地域名、取組の対象となる地域名 <small>（※該当する口を■に変更してください）</small>			
追加説明資料の添付 <small>（※「あり」または「なし」の該当する口を■に変更してください。「あり」の場合はそれが電子データか印刷物かを記載ください。）</small>			

応募取組が該当する原則と取組の詳細	
① 「21 世紀金融行動原則」の「7つの原則（別紙「参照」）に対して、本取組が該当する原則をマークしてください。 <small>（※該当番号の右欄に○を挿入。なお、該当する原則がない場合は、「その他」欄をチェック。）</small>	
原則1	【原則2】 【原則3】 【原則4】 【原則5】 【原則6】 【原則7】 【その他】
② そのうち最も取組が当てはまる原則を3つまで選択して、それぞれの取組の詳細とアピールしたい点を記述してください。	
最も当てはまる 原則番号（3つまで）	選択した原則に照らした取組の詳細な内容とアピール点
1	原則（ ）
2	原則（ ）
3	原則（ ）

※フォームは「PDF印刷を推奨」以上が適用の上、**送付先は必ず電子データ（PDF形式）**にてお送りください。
※PDF形式にできない場合は、印刷物として郵送でも可。ただし、印刷物の郵送は必ず封入する封筒に入れて、※表裏両面を説明する追加資料を添付することになります。（書式「出」電子データまたは郵送で送付。）
（注記及びお問い合わせは、募集開始前に行ってください。）

最優良取組事例

【最優良取組事例 環境大臣賞】

<総合部門>

野村不動産投資顧問株式会社

エコアクション21 認証取得による、REIT 業界のさらなる発展に寄与
～環境マネジメントシステムの第三者認証取得と開示の充実が、
持続可能な社会へつなげていく～

<地域部門>

鹿児島相互信用金庫

SDGs 達成に向けた取組を通して実践する
地域・お客さま・当金庫の共有価値の創造を目指す「そうしん CSV 経営」

【特別賞 運営委員長賞】

株式会社愛媛銀行

SDGs・ESG 推進を通じた企業価値の向上や地域活性化に向けた取組

エコアクション21 認証取得による、 REIT 業界のさらなる発展に寄与

～ 環境マネジメントシステムの第三者認証取得と開示の充実が、
持続可能な社会へつなげていく ～

野村不動産投資顧問株式会社

概要

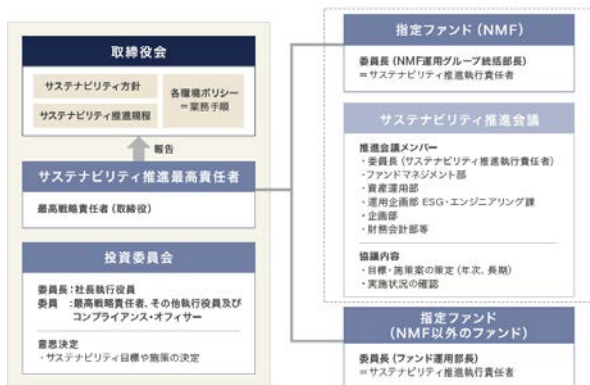
- 野村不動産投資顧問株式会社は、UNEP FI（国連環境計画・金融イニシアティブ）や PRI（責任投資原則）に署名するなど、ESG 投資の普及に積極的に取り組んできた。IR 活動の中で、環境マネジメントシステム（EMS）の第三者認証を取得するよう求められたことを受け、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム「エコアクション21（EA21）」の認証取得に向け、2018年4月より本格的に検討を開始した。
- REIT（不動産投資信託）ビジネスは、所有者（投資法人等）がアセットマネジメント業務（AM 業務）、プロパティマネジメント業務（PM 会社）、ビルマネジメント業務（BM 会社）といった業務を委託し、他にも様々な関係会社が多数関わり組成されるビジネスである。

- EA21 は、通常、自社組織における環境負荷削減の取組を対象とするのに対し、本取組は、事業主体が実態を持たない投資法人という特有の事業者を対象としているため、業界の先例となり他社へ取組が広がることを想定して、環境省や EA21 中央事務局と REIT が認証登録するための道筋とフレームワークを協議し、それに基づき EMS を構築した。

- 対象不動産は、他社がテナントとして入居する野村不動産マスターファンド投資法人のオフィス 65 物件、賃貸住宅 151 物件（2019年6月時点）のポートフォリオである。そのため、数多くの関係者を巻き込むため、継続して実施しているサステナビリティ推進活動の実績や GRESB（ファンド単位で ESG 推進活動の取組を測るベンチマークツール）への参加を通じて取得したノウハウを活用し、REIT 業界初の取組を実施した。

- 認証取得にあたり、社内の限られた人員で取組が継続できることを重点に考え、社内に定着してきたサステナビリティ推進活動の延長線上で、EA21 を取り込めるように検証と検討を重ねた。当社では、サステナビリティ推進方針に基づく ESG への取組を推進していくためにサステナビリティ推進規程を設け、適切な推進体制を確保してきた。

- EA21 に取組むにあたり、2019年3月から6月までの期間を対象として、環境経営報告書の発行など EA21 の要求事項を加えたサステナビリティ推進活動の PDCA を展開し、2020



<年間スケジュール>



エコアクション21
認証番号 0012949

<EA21 ロゴマーク>

年1月30日にEA21認証を取得した。

実績

- ・ 2015年より約4年間、サステナビリティ推進活動として、サステナビリティ推進会議を4回/年開催し、目標の立案、予実管理、対策の決定、プロセス全体の見直しを通じたPDCAサイクルを実施することにより、2016年比でGHG排出量25%削減という目標を達成した。

「21世紀金融行動原則」の7つの原則への対応とアピールポイント

原則(1)

- ・ 2019年GRESBリアルエステイト評価において、当社が運用する上場REITの野村不動産マスターファンド投資法人と非上場の野村不動産プライベート投資法人が、3年連続しての5スターの最高位の評価を受け、日本の総合型では、業界をけん引する立場を継続することとなり、その責任と役割は大きなものであると認識している。
- ・ REIT業界では初めてEA21の認証を取得し、PDCAサイクルを確実に実行し開示することで、我が国の不動産投資市場、まずは証券化された不動産資産約30兆円の成長に寄与し、その上で日本のREIT業界発展のために貢献していきたい。

原則(5)

- ・ GHG排出量25%削減(2016年比)という目標を早々に達成したNMF運用グループが、EA21認証を取得することで、法令遵守のさらなる強化と環境負荷の低減をPDCAサイクルを通して組織に定着させていくことができる。
- ・ テナント、PM会社、BM会社等のステークホルダーの協力の積み重ねによってGHG排出量削減目標を達成したことは、日本全体の環境負荷削減に向けても貢献できるものとする。

原則(6)

- ・ 2015年より約4年間、サステナビリティ推進活動のPDCAサイクルを展開してきた経験から、EA21の認証取得が、REIT業界における持続可能性分野の目標値を高めることにつながるできると認識している。EA21ガイドラインに沿った環境経営報告書を継続的に毎年更新し、ESG投資情報の開示のさらなる充実(「透明性と信頼性」の確保)を図っていく。

【選定理由】

- ・ 我が国の不動産運用業界における初の取組として、環境マネジメントシステム(EMS)の第三者認証を取得し、運用対象に関する不動産物件の所有者やテナントを巻き込み、ボトムアップの形で既存の不動産ストックにおける省資源や省エネなどのグリーン化に取り組んでいる点を大きく評価する。
- ・ 中小事業者向けの環境マネジメントシステム「エコアクション21(EA21)」を活用しており、他のREIT(不動産投資信託)に関しても同様な取組の広がる可能性が期待できる。
- ・ 温室効果ガス排出ゼロという世界共通の目標達成に向けて、不動産業界からの貢献を考えると、省エネ・省資源の目標値をより高くすることを期待したい。
- ・ 以上から、不動産業界全体のグリーン化を推し進めることを期待して、環境大臣賞として選定する。

SDGs 達成に向けた取組を通して実践する 地域・お客さま・当金庫の共有価値の創造を 目指す「そうしんCSV経営」

鹿児島相互信用金庫

概要

① 自治体と連携した「奨学ローン」制度の開発

- 若者が地元の外に出て学び、将来安心して地元に戻り活躍できる環境を構築するため、自治体と連携し、通常の教育ローン等に比べ金利優遇された、毎月一定額を奨学金と同様の形式で受け取ることができる「奨学ローン」制度を開発した。
- 当該ローンの利用者（債務者＝学生の保護者）が負担した利息は、自治体が「奨学基金（原資は自治体が設立し地元企業等の寄付やふるさと納税等）」から補填する。
- 学生が学校卒業後 10 年以内に地元に戻れば、元金も補填する仕組み。自治体が利用者の利息負担と子女が地元に戻ってきた場合の元金補填を行うことで、若者の進学機会の確保と Uターンを促し、少子化抑制と地域の活性化に貢献するものである。

② 竹 SDGs 支援プログラム「TAKE（竹、テイク）SDGs」 ～竹 SDGs バッジの制作～

- 竹林面積が日本で最も広い鹿児島県にとって、竹はバイオマス原料や地元産品の素材となる地域資源であると同時に、担い手不足による竹群生の拡大と深刻化、獣害被害の悪化等をもたらす地域課題にもなっている。県内有数の竹林面積を持つ薩摩川内市では、地元の関係者が竹を活用した産業振興及び雇用創出・竹林保全、温暖化対策としての環境貢献等につなげる活動に取り組んでいる。
- これら地域課題の認知度向上や、竹を活用した新たなビジネスの機会創出を促進することを目的に、薩摩川内市、薩摩川内市竹バイオマス産業都市協議会、八木竹工業株式会社との連携のもと、「竹 SDGs バッジ」を制作した。当金庫の全役員及び薩摩川内市の地元企業や市職員、市議会議員等が「竹 SDGs バッジ」を着用することで、鹿児島県内における竹林の適切な管理による里山保全や自然災害の防止及び SDGs に対する意識向上に貢献している。

③ 制服回収プロジェクト

- 取引先経営者で組織する「三紘会」と連携し、制服等の購入が困難な家庭をサポートすることを目的に、役職員及び当金庫取引先（三紘会会員等）の家庭に眠っている、使わなくなった制服やランドセル等を回収し、制服を必要とする子供たちへ提供する「制服回収プロジェクト」を実施。
- 本プロジェクトは、制服等をリユース・リサイクルすることで環境保全に寄与するとともに、子供の貧困対策への支援となる。回収された制服等のリサイクルにより生じた益金は、全額、独立行政法人福祉医療機構の「子供の未来応援基金」に寄付するとともに、制服等として利用が難しいものは、さらにリフォームされ、震災等の被災地で活用される。本プロジェクトの実施を通じて、三紘会会員への SDGs の認知度向上・普及促進を図る。

実績

①自治体と連携した「奨学ローン」制度の開発

- ・ 2016年3月の長島町「ぶり奨学ローン」販売開始以降、2019年12月末現在までに合計3自治体で取扱っている。2019年12月末時点の奨学ローン販売実績は、3自治体における合計で、実行件数210件、ローン契約極度額が2億9,600万円。2019年12月末時点で、同ローン完済者の子女（新社会人等）45名のうち、地元に戻ってきた子女は11名（帰町率25%）。

②竹 SDGs 支援プログラム（竹 SDGs バッジの制作）

- ・ 1,300個の竹 SDGs ピンバッジを作成。当金庫全役職員（約700名）及び薩摩川内市職員・市議会議員・本プログラムに賛同する地元企業の役職員（約500名）が着用。

③制服回収プロジェクト

- ・ 取引先で組織する「三紘会」と連携してプロジェクトを実施することで、会員（中小企業経営者、個人事業主等）約1,600名にSDGsの情報を発信。回収された制服等の合計は310点で、リサイクルで生じた益金は福祉医療機構「子供の未来応援機構」に寄付。

「21世紀金融行動原則」の7つの原則への対応とアピールポイント

原則（1）

- ・ 金融及び非金融サービスの提供等を通じて地域社会が抱える困りごとと解決を行い、地域・お客さま・金庫の3者にとっての共有価値である「持続可能な地域社会の実現」は、地域と一心同体の金融機関として「地域超密着経営」を掲げる鹿児島相互金庫の理念・経営方針である。その表明として「CSV経営の追求」を宣言。さらに九州の金融機関を含む企業体として、また全国の信用金庫としても初となる「SDGs宣言」を行った。

原則（2）

- ・ 取組①は、少子化抑制やリターン促進により地域の持続可能性向上を目指しており、自治体連携を要する地域性の高い金融商品でありながら、県内では長島町・南大隅町・大崎町で展開されている。また富山県氷見市、群馬県下仁田町、愛媛県上島町、鳥取県智頭町など国内に広がっている。
- ・ 取組②は、地域の社会・環境課題をSDGs バッジに活用することでSDGsの理念を伝えるものであり、汎用性が高い。
- ・ 取組③は、制服のリサイクルを通じて環境保全と子ども貧困問題解決に資するものである。

原則（4）

- ・ これらの取組は、全て多様なステークホルダーを巻き込んだ実践であり、パートナーシップで目標達成を目指している。また取組の開発にあたっては、ステークホルダーとの密接な連携はもちろんのこと、それぞれの利害の実務的な調整やSDGsやCSV達成が達成されるよう主導的役割を果たしている。

【選定理由】

- ・ 2018年10月、信用金庫として全国で初めて「そうしんSDGs宣言」を発表し、トップを含めた組織全体で、SDGsと関連させる形で地域課題の解決を価値創造につなげようとする強い姿勢が見て取れる。
- ・ その具体的な取組として、「ぶり奨学ローン」など自治体と連携した「奨学ローン」制度の開発は、次世代、そして社会全体へのインパクトと広がりを感じる。
- ・ 奨学ローン制度は、地域にリターンした人材が、将来地域課題の解決に貢献し、地域社会にインパクトを与えることにつながることを期待できる。
- ・ 竹SDGs支援プログラム「TAKE（竹、テイク）SDGs」は、足元にある自然資源をめぐる課題解決を本業と絡めている点が評価できる。
- ・ 以上から、地域資源に目を向けて地域を活性化しようとする組織的な取組事例が、全国の地域金融機関にも広がって欲しいという期待を込めて、大臣賞に選定する。

SDGs・ESG 推進を通じた企業価値の向上や 地域活性化に向けた取組

株式会社愛媛銀行

概要

- 2019年に公表した「愛媛銀行SDGs宣言」及び長期ビジョン「ひめぎん10年ビジョン」にSDGsの考え方を取り入れ、中長期的な視点でSDGsと経営戦略の統合を図っている。
- その具体的取組として、2019年度から新たに「SDGs私募債」、「地域ESG融資促進利子補給事業」の取扱いを開始した。
- 地域課題の解決や地域活性化、さらに自社のサービスの差別化をねらって、地域経済への貢献（社会的インパクト）という非財務価値に着目した取引先の事業性評価を行っている。



実績

- SDGs 私募債：8件／750,000千円（2020年2月現在）
- 地域ESG融資促進利子補給事業：1件／337,700千円（2020年2月現在）
- 農林水産業へのファンド支援：6件／60,000千円（2020年2月現在）

該当原則

原則1 原則2 原則3 原則5 原則7

【選定理由】

- 長期10年ビジョンを掲げ、経営計画中にSDGsやESGの考え方を整理し、地域金融機関として本業を通じた地域社会への貢献に向けて組織的な体制を整えた上で、個別事例を積み上げていこうとする姿勢を評価する。
- その具体的な取組として、SDGs私募債や地域ESG融資促進利子補給事業などの取組に加え、取引先のESG要素を考慮した事業性評価を行うプロセスに重点を置きつつ、低炭素・省エネ化に向けた提案、船舶会社の多い愛媛県ならではの環境に配慮した船舶ファイナンスや国内初の農業ファンドの構築など地域に根ざした農林水産業のファンド支援等を行うことで、より地域の持続可能性に重点的に取組んでいる姿勢が評価できる。
- 上記のとおり、事業性融資における地域の課題や環境・社会の要素を具体的な視点として盛り込んだ継続的な取組は、地域のSDGs・ESGの普及促進、啓発にも大きく貢献されることが期待され、全国の地域金融機関においても再現可能性が高いことから、同種の取組が広がる期待を込めて、運営委員長賞に選定する。

決議事項

2020年3月4日

21世紀金融行動原則
署名機関等 各位

総会共同議長

21世紀金融行動原則 第9回定時総会 決議事項について

【第1号議案】	総会共同議長の選任
---------	-----------

下記の署名金融機関等を、2020年3月4日より総会共同議長としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関

- ・東京海上アセットマネジメント 株式会社
- ・リコーリース 株式会社

<参考> 21世紀金融行動原則運営規程（総会共同議長の選任等に関する箇所抜粋）

第4章 総会

第14条（議長）

1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から2機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
2. 議長の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。

【第2号議案】**運営委員の選任**

下記の署名金融機関等を、2020年度及び2021年度 運営委員としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関

- ・株式会社 静岡銀行
- ・損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
- ・第一生命保険 株式会社
- ・株式会社 千葉銀行（新規）
- ・株式会社 日本政策投資銀行
- ・株式会社 八十二銀行
- ・浜松いわた信用金庫（新規）
- ・株式会社 三井住友銀行
- ・三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
- ・リコーリース 株式会社
- ・りそなアセットマネジメント 株式会社（新規）

〈参考〉21世紀金融行動原則運営規程（運営委員の選任等に関する箇所抜粋）

第13条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 第22条第2項に規定する運営委員の選任及び解任

第22条（構成）

1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として10機関選任されるものとする。
3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の20日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則2年とし、再任を妨げない。

【第3号議案】**監事の選任**

下記の署名金融機関等を、2020年度及び2021年度 監事としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

立候補署名金融機関

・ 京都信用金庫（新規）

・ 株式会社 滋賀銀行

〈参考〉 21世紀金融行動原則運営規程（監事の選任等に関する箇所抜粋）

第13条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

2. 第15条第1項に規定する監事の選任及び解任

第15条（監事）

1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として2機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事の任期は、選任された日から原則2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は4年とする。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - （1）行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
 - （2）前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は運営委員会に報告すること。

【第4号議案】

事務局の委託先の承認ならびに運営規程の改正

運営委員会にて選出された下記の団体を、2020年4月1日より事務局の委託先としてよろしいか皆様に決議をお諮りいたします。

運営委員会に選出された事務局候補

・一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

<参考>21世紀金融行動原則運営規程（事務局の委託等に関する箇所抜粋）

第8章 事務局

第34条（事務局）

1. 行動原則の事務を処理するために事務局を設ける。
2. 事務局は、運営委員会により選出され、総会の承認を得るものとする。
3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、2020年3月末日までとし、再任を妨げない。

なお、上記の団体に事務局を委託する場合、第34条を下記のとおり改正するものとする。

<変更後>21世紀金融行動原則運営規程（変更対象となる項目のみ抜粋）

第8章 事務局

第34条（事務局）

3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、2022年3月末日までとし、再任を妨げない。

以上

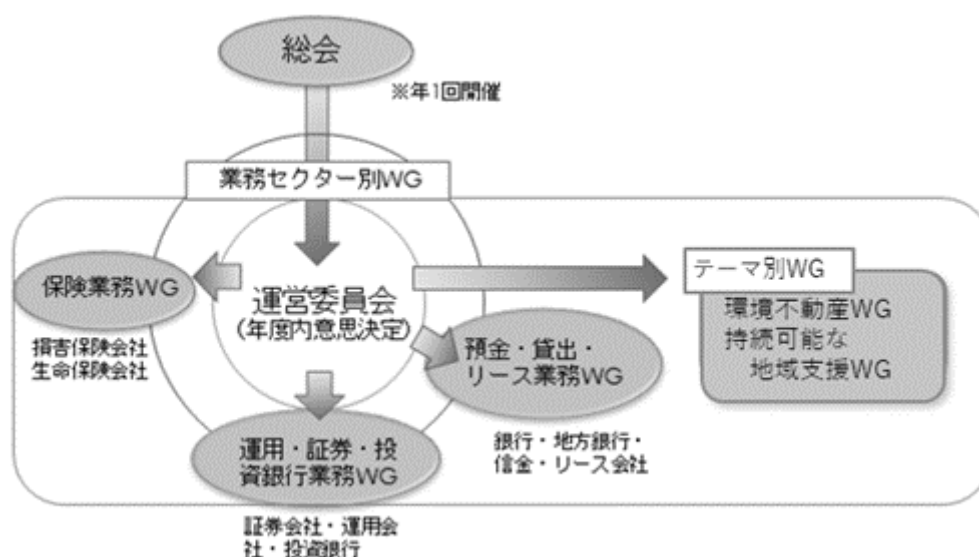
運営委員会の活動

1. 2019 年度運営委員機関一覧

(2020 年 3 月時点、共同運営委員長は、機関名の左に◎)

金融機関名 (五十音順)	
	株式会社 静岡銀行
◎	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
	第一生命保険 株式会社
	日興アセットマネジメント 株式会社
	株式会社 日本政策投資銀行
	株式会社 八十二銀行
◎	株式会社三井住友銀行
	三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
	リコーリース 株式会社
	株式会社 リそな銀行

2. 体制



3. 今年度の活動報告

➤ 第1回運営委員会

● 日 時	2019年5月22日(水)15:00~17:00
● 場 所	三井住友信託銀行 本店ビル
● 議 題	
(1) ワーキンググループ(WG)座長の選任	
(2) 今年度の各WGの活動方針について	
(3) 今年度の活動計画について	
- 年間スケジュール(運営委員会の日程・会場等)	
- 第9回定時総会及びテーマ別意見交換会の日程と会場	
- 最優良取組事例の選定(環境大臣賞/運営委員長賞)	
(4) 2018年度収支監査報告	
(5) 2019年度予算案	
(6) 署名機関数の推移、会費請求・徴収状況の報告	
(7) 取組事例報告様式の修正	
(8) その他	

➤ 第1回臨時総会(電子メール開催)

● 議決事項	
【議案1】2018年度収支報告書の承認	
【議案2】2019年度予算の承認	
● 投票期間	2019年6月21日(金)~7月5日(金)
● 開催日	2019年7月5日(金)
● 結果	274機関(当時)全会一致による承認

➤ 第2回運営委員会

● 日 時	2019年10月16日(水)15:00~17:00
● 場 所	日興アセットマネジメント ファンドアカデミー
● 議 題	
(1) 今年度の活動等について	
- WG等のこれまでの進捗と予定	
- 取組事例のとりまとめ	
- 最優良取組事例の選定と表彰	
(2) 第3回運営委員会及び2019年度定時総会について	
- 第3回運営委員会の開催場所	
- 第9回定時総会について	
(3) 事務局からの報告	
- 署名機関数の推移及び会費徴収状況	

- WEB サイトのアクセス状況

(4) その他

- 脱炭素社会実現に向けた金融行動に関する緊急提言
- 責任銀行原則(PRB)の発足
- サステナブルファイナンスアワード概要の紹介

➤ 第3回運営委員会

- 日 時 2020年2月6日(木)15:00~17:00
 - 場 所 大手町フィナンシャルシティサウスタワー3階 カンファレンスセンター会議室 CDE
 - 議 題
- (1) 今年度の活動について
- 今年度の活動(WG等)
 - 取組事例集のとりまとめ
 - 最優良取組事例の選定と表彰
- (2) 2019年度定時総会及び意見交換会について
- 決議事項
 - 意見交換会
- (3) 事務局からの報告
- 21世紀金融行動原則の運営について(署名数推移、会費徴収状況等)
 - 2019年度予算執行状況
- (4) その他
- 設立10周年に向けて
 - PRI in Person など秋の関連イベント(10月6-8日 PRI in Person 東京の前後)
 - 2020年度第1回運営委員会 開催について

取組事例のとりまとめ

- 運営規程第11条第2項（署名金融機関等の責務等）に基づき、署名金融機関等より提出された事例をとりまとめた取組事例集を作成している。
- 2017年度より冊子作成は行わず、21世紀金融行動原則公式ウェブサイトに掲載できる形で掲載している。

【参考】運営規程：（署名金融機関等の責務等）

第11条

2. 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、毎年10月末日まで（署名を行う年にあつては、可能な限り第6条に基づき行われる署名書式提出時）に別添5の様式により事務局に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添5の様式の提出に代えることができる。

別添5：取組事例記入用紙

* 一般に公開しても差し支えない範囲で、事例を記入してください。
(事例が複数に渡る場合は、事例ごとに下記の表を適宜追加の上ご使用ください。)

* 公開を希望しない場合には、「非公開」のチェックボックスにチェックして下さい。

* なお、原則に即した取組について、各種報告書等において既に公表されている場合には、当該報告書等の提出をもって本様式の提出に代えることが可能です。

* web 上での公開用に事務局にて編集しますので、体裁等に変更が生じる場合があります。また図表、写真、イラスト等挿入する場合、(事例の詳細欄)に記入してください(「事例の名称」欄には挿入しないようお願いいたします。)

■ 署名機関名を入力してください。

機関番号-FY2019-001 公開 非公開

(事例の名称を記入してください)

(該当する原則番号以外は削除してください)【原則1】【原則2】【原則3】【原則4】【原則5】【原則6】【原則7】【他】

(事例の詳細を記入してください)

【特徴】
(特筆すべき特徴などあれば記入してください)

機関番号-FY2019-002 公開 非公開

(事例の名称を記入してください)

(該当する原則番号以外は削除してください)【原則1】【原則2】【原則3】【原則4】【原則5】【原則6】【原則7】【他】

(事例の詳細を記入してください)

【特徴】
(特筆すべき特徴などあれば記入してください)

機関番号-FY2019-003 公開 非公開

(事例の名称を記入してください)

(該当する原則番号以外は削除してください)【原則1】【原則2】【原則3】【原則4】【原則5】【原則6】【原則7】【他】

(事例の詳細を記入してください)

【特徴】
(特筆すべき特徴などあれば記入してください)

機関番号-FY2019-004 公開 非公開

(事例の名称を記入してください)

(該当する原則番号以外は削除してください)【原則1】【原則2】【原則3】【原則4】【原則5】【原則6】【原則7】【他】

ワーキンググループ（WG）の活動

1. 2019 年度ワーキンググループ（WG）座長機関一覧

(2020 年 3 月時点)

業態別 WG	運用・証券・投資銀行業務WG	株式会社 リソナ銀行 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント 株式会社
	保険業務WG	損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
	預金・貸出・リース業務WG	株式会社 日本政策投資銀行 株式会社 八十二銀行
テーマ別 WG	環境不動産WG	株式会社 ヴォンエルフ CSR デザイン環境投資顧問 株式会社
	持続可能な地域支援WG	三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社

2. 運用・証券・投資銀行業務ワーキンググループ

➤ 第1回WG(PRI 日本ネットワーク共催)

- 日 時 2019年6月17日(月) 13:00~15:30
 - 会 場 ニッセイアセットマネジメント(株) 会議室
 - テー マ 日本におけるESG金融リテラシー向上に向けて
 - プログラム
- (1) 基調講演1
PRI シグナトリー・リレーション アジア・パシフィック ディレクター マット・マカダム
- (2) 基調講演2
『PRI Academy』~日本語への翻訳と金融リテラシー向上の必要性
NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム 会長 荒井 勝
- (3) 【パネルディスカッション】「日本におけるESG 金融人材育成の展望」
<モデレーター>
PRI ジャパンネットワーク・ヘッド 森澤 充世
<パネリスト>
- ・ニッセイ アセットマネジメント(株)
共同チーフ・インベストメント・オフィサー 統括部長(運用部門)兼 株式運用部部長 藤井 智朗
 - ・(株)りそな銀行(運用・証券・投資銀行業務 WG 座長機関) アセットマネジメント部
責任投資グループリーダー 松原 稔
 - ・NPO 法人日本サステナブル投資フォーラム 会長 荒井 勝
- 参加人数 40名(座長、登壇者、通訳、事務局除く。うち署名金融機関等20名)

➤ 第2回WG(「脱炭素経営フォーラム2019」セッションB-3)

- 日 時 2019年11月20日(水) 15:30~17:00
 - 会 場 大手町フィナンシャルシティ カンファレンスセンター
 - テー マ 金融における投資家と企業評価の情報開示のあり方について
 - プログラム
- (1) 登壇機関の取組紹介
- ・(株)りそな銀行 アセットマネジメント部 責任投資グループリーダー 松原稔
 - ・損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント(株)運用企画部 責任投資推進室長 角田成宏
 - ・積水化学工業(株)ESG経営推進部 担当部長 三浦仁美
 - ・(株)フジクラ CSR推進室 室長 山本高嗣
- (2) 投資家と事業者の対話
- 参加人数 40名程度(座長、登壇者、事務局除く)

3. 保険業務ワーキンググループ

➤ 第1回WG

- 日 時 2019年10月25日(金)15:00~17:00
- 場 所 第一生命本社ビル
- テー マ 気候変動と保険業界
- プログラム
 - (1) TCFD を活用したエンゲージメント
第一生命保険(株) 責任投資推進部長 石井 博子
りそな銀行(株) アセットマネジメント部 責任投資グループ グループリーダー 松原 稔
 - (2) 格付け機関による分析・活用
FTSE Japan サステナブル投資ジャパンヘッド 中島 英介、ビジネス・デベロップメント 和田 祐一
 - (3) 参加会社によるディスカッション
- 参加人数 11名(座長、登壇者、事務局除く、署名金融機関のみ)

4. 預金・貸出・リース業務ワーキンググループ

※「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナーは、持続可能な地域支援ワーキンググループと共同開催

➤ 第1回WG

- 日 時 2019年6月18日(火)13:00~15:00
- 場 所 AP 東京八重洲 会議室 A
- テー マ 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー
~SDGs 達成を目指した、ESG 地域金融の普及に向けて~(東京)
- プログラム
 - (1) 開会挨拶 環境大臣政務官 勝俣 孝明
 - (2) 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」解説
(株) 日本政策投資銀行(預金・貸出・リース業務 WG 座長機関)
執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長 竹ヶ原 啓介
 - (3) 意見交換会
〈登壇者〉
 - ・金融庁 監督局銀行第二課 地域金融生産性向上支援室長 日下 智晴
 - ・(株) 日本政策投資銀行 竹ヶ原 啓介
 - ・三井住友トラスト・ホールディングス (株) (持続可能な地域支援 WG 座長機関)
経営企画部 フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司
 - ・環境省 田辺 敬章
- 参加人数 92名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 57名)

➤ 第2回WG

- 日 時 2019年7月9日(火) 15:00~17:00
 - 会 場 CSA 貸会議室 5階 5-C 会議室
 - テー マ 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー
～SDGs 達成を目指した、ESG 地域金融の普及に向けて～(静岡)
 - プログラム
- (1) 開会挨拶 環境大臣政務官 勝俣 孝明
 - (2) 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」解説
(株) 日本政策投資銀行(預金・貸出・リース業務 WG 座長機関)
執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長 竹ヶ原 啓介
 - (3) 意見交換会
- 〈登壇者〉
- ・金融庁 監督局銀行第二課 地域金融生産性向上支援室長 日下 智晴
 - ・(株) 日本政策投資銀行 竹ヶ原 啓介
 - ・三井住友トラスト・ホールディングス(株)(持続可能な地域支援 WG 座長機関)
経営企画部 フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司
 - ・(株)滋賀銀行 総合企画部 広報室長 兼 CSR 室長 嶋崎 良伸
 - ・環境省 田辺 敬章
- 参加人数 65名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 21名)

➤ 第3回WG

- 日 時 2019年7月24日(水) 15:00~17:00
 - 会 場 TKP ガーデンシティ仙台 カンファレンスルーム 30C
 - テー マ 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー
～SDGs 達成を目指した、ESG 地域金融の普及に向けて～(仙台)
 - プログラム
- (1) 開会挨拶 環境大臣政務官 勝俣 孝明
 - (2) 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」解説
(株) 日本政策投資銀行(預金・貸出・リース業務 WG 座長機関)
執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長 竹ヶ原 啓介
 - (3) 意見交換会
- 〈登壇者〉
- ・金融庁 監督局銀行第二課 地域金融生産性向上支援室長 日下 智晴
 - ・(株) 日本政策投資銀行 竹ヶ原 啓介
 - ・(株) 北都銀行 取締役 専務執行役員 笹淵 一史
 - ・環境大臣 政務官 勝俣 孝明
 - ・環境省 田辺 敬章
- 参加人数 25名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 15名)

➤ 第4回WG

- 日 時 2019年8月29日(木) 13:00~16:30
 - 会 場 情報通信交流館 e-とぴあ・かがわ BB スクエア
 - テー マ 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー
～SDGs 達成を目指した、ESG 地域金融の普及に向けて～(高松)
 - プログラム
- (1) 開会挨拶 環境大臣政務官 勝俣 孝明
- (2) 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」解説
(株) 日本政策投資銀行(預金・貸出・リース業務 WG 座長機関)
執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長 竹ヶ原 啓介
- (3) 意見交換会
- 〈登壇者〉
- ・(株) 日本政策投資銀行 竹ヶ原 啓介
 - ・三井住友トラスト・ホールディングス(株)(持続可能な地域支援 WG 座長機関)
経営企画部フェロー役員兼チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司
 - ・環境省 大臣官房 環境経済課長 西村 治彦
- 参加人数 56名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 12名)

➤ 第5回WG

- 日 時 2019年9月6日(金)15:00~17:00
 - 会 場 AP 大阪駅前梅田1丁目 AP ホール I
 - テー マ 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー
～SDGs 達成を目指した、ESG 地域金融の普及に向けて～(大阪)
 - プログラム
- (1) 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」解説
(株) 日本政策投資銀行(預金・貸出・リース業務 WG 座長機関)
執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長 竹ヶ原 啓介
- (2) 意見交換会
- 〈登壇者〉
- ・金融庁 監督局銀行第二課 地域金融生産性向上支援室長 日下 智晴
 - ・(株)日本政策投資銀行 竹ヶ原 啓介
 - ・三井住友トラスト・ホールディングス(株)(持続可能な地域支援 WG 座長機関)
経営企画部フェロー役員兼チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司
 - ・(株)滋賀銀行 総合企画部 広報室長 兼 CSR 室長 嶋崎 良伸
 - ・環境省 田辺 敬章
- 参加人数 61名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 36名)

➤ 第6回WG

- 日 時 2019年10月25日(金)15:00~17:00
- 会 場 八重洲博多ビル11階 ホールB
- テー マ 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー
～SDGs 達成を目指した、ESG 地域金融の普及に向けて～(福岡)
- プログラム(予定)
 - (1)「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」解説
(株)日本政策投資銀行(預金・貸出・リース業務 WG 座長機関)
執行役員 産業調査本部副本部長 兼 経営企画部サステナビリティ経営室長 竹ヶ原 啓介
 - (2)意見交換会
〈登壇者〉
 - ・金融庁 監督局銀行第二課 地域金融生産性向上支援室長 日下 智晴
 - ・(株)日本政策投資銀行 竹ヶ原 啓介
 - ・三井住友トラスト・ホールディングス(株)(持続可能な地域支援 WG 座長機関)
経営企画部フェロー役員兼チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司
 - ・(株)滋賀銀行 総合企画部 広報室長 兼 CSR 室長 嶋崎 良伸
 - ・環境省 田辺 敬章
- 参加人数 32名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等13名)

➤ 第7回WG(予定)

- 日 時 2020年3月12日(木)15:00~17:00
- 会 場 TKPガーデンシティ札幌駅前3階
- テー マ 「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナー
～SDGs 達成を目指した、ESG 地域金融の普及に向けて～(札幌)

5. 環境不動産ワーキンググループ

➤ 第1回WG

- 日 時 2019年10月4日(金)14:00~16:00
- 場 所 AP品川 T・U会議室
- テー マ 今後の環境不動産ワーキングの活動について
- プログラム
 - (1)ポジティブ・インパクト投資の紹介・共同座長より挨拶
 - (2)今後の活動の議論
- 参加人数:27名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等26名)

➤ 第2回WG(UNEP FI 不動産 WG 共催)

- 日 時 2019年10月9日(水)13:30~15:30
 - 場 所 AOYAMA Treehouse
 - テー マ 不動産 ESG 投資
 - プログラム
- (1) 基調講演
ベントール・グリーンオーク社 サステナブル投資部門 ヴァイス・プレジデント
UNEP FI 不動産ワーキンググループ共同議長 アンナ・マレー
- (2) パネルディスカッション「不動産における ESG 投資の現状と次世代」
- 〈登壇者〉
- ・ジャパン リアルエステイト アセット マネジメント(株)ESG 推進室長 小林 英樹
 - ・第一生命保険(株) 不動産部 次長 兼 ファシリティマネジメントグループ長 堀 雅木
 - ・日本政策投資銀行 アセットファイナンス部 調査役 福井 幸輝
- 〈進行〉
- ・CSRデザイン環境投資顧問(株) 堀江 隆一
- 参加人数 33名(座長、登壇者、通訳、事務局除く。うち署名金融機関等10名)

➤ 第3回WG

- 日 時 2019年2月12日(水)15:00~17:10
 - 場 所 AP 東京八重洲 X 会議室
 - テー マ ローカルビジネスにとって ESG 投資とは何か
～事業サイドから見たローカル不動産事業のリアル～
 - プログラム
- (1) 開会挨拶 (株)ヴォンエルフ シニアアドバイザー 似内 志朗
- (2) 基調講演 1「ひとつのシェアホテルが地域を変える～THE Share Hotels HATCHi 金沢の事例～」
u.company inc.(U&CO.)代表取締役・仕掛人 内山 博文
- (3) 基調講演 2「クラウドファンディングによる伝統産業と場の再生～インパクト投資の事例～」
ミュージックセキュリティーズ(株) 創業者 CEO 小松 真実
- (4) パネルディスカッション「不動産における ESG 投資の現状と次世代」
- 〈パネラー〉
- ・u.company inc.(U&CO.) 内山 博文
 - ・ミュージックセキュリティーズ(株) 小松 真実
 - ・(株)福岡リアルティ 財務部シニアマネジャー 東 祐樹
 - ・CSR デザイン環境投資顧問(株)代表取締役社長 堀江 隆一
- 〈コーディネーター〉(株)ヴォンエルフ 似内 志朗
- 参加人数 38名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等14名)

6. 持続可能な地域支援ワーキンググループ

「事例から学ぶ ESG 地域金融のあり方」セミナーは、預金・貸出・リース業務ワーキンググループと共同開催（詳細は預金・貸出・リース業務ワーキンググループを参照）

➤ 第7回WG

●	日 時	2019年10月29日(火)15:00~17:00
●	場 所	AP 東京八重洲通り Room B(13階)
●	テ ー マ	地域循環共生圏と金融機関
●	プログラム	
(1)	解説「地域循環共生圏とは」	環境省大臣官房環境計画課 課長補佐 泉 勇氣
(2)	基調講演「地域の持続可能な成長と第一勧業信用組合の取り組みについて」	第一勧業信用組合理事長 新田 信行
(3)	パネルディスカッション「地域循環共生圏と金融機関の役割」	
	<登壇者>	
	・第一勧業信用組合 新田 信行	
	・環境省大臣官房環境経済課 課長補佐 田辺 敬章	
	・環境省 泉 勇氣	
	・三井住友トラスト・ホールディングス(株)経営企画部フェロー役員兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司	
●	参加人数	25名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等9名)

➤ 第8回WG

●	日 時	2019年2月10日(月)15:00~17:30
●	場 所	AP 東京八重洲通り Room B(13階)
●	テ ー マ	生涯現役社会の構築のための企業の役割
(1)	プログラム開会挨拶・趣旨説明	
	・三井住友トラスト・ホールディングス(株) 経営企画部フェロー役員 兼 チーフ・サステナビリティ・オフィサー 金井 司	
	・(一財)長寿社会開発センター 国際長寿センター 室長 大上 真一	
(2)	講演「人生100年時代を支える産業の在り方 一高齢化の進展と疾患の性質変化を踏まえて」	経済産業省 商務・サービスグループ 政策統括調整官 兼 厚生労働省 医政局 統括調整官 兼 内閣官房 健康・医療戦略室 次長 江崎 禎英
(3)	フロアディスカッション「生涯現役社会の構築のための企業や金融機関の役割」	
	<司会>三井住友トラスト・ホールディングス(株) 金井 司	
	<登壇者>経済産業省 江崎 禎英	
●	参加人数	44名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等9名)

7. その他

➤ 責任銀行原則 (PRB) 発足記念セミナー (UNEP FI 共同開催)

- 日 時 2019年10月10日(木)15:00~17:00
- 場 所 ステーションコンファレンス東京
- プログラム
 - (1) 開会挨拶 UNEP FI 特別顧問 末吉 竹二郎
 - (2) PRB 紹介 UNEP FI アジア太平洋地域プログラムマネジャー 安井 友紀
 - (3) 来賓スピーチ 金融庁 チーフ・サステナブルファイナンス・オフィサー 池田 賢志
 - (4) 座談会「サステナブルファイナンス 3 原則時代を迎えて」
 - ・三菱 UFJ 信託銀行(株) アセットマネジメント事業部 責任投資推進室 責任投資ヘッド 加藤 正裕
 - ・東京海上日動火災保険(株) 経営企画部 次長 兼 CSR 室 課長 嶋田 浩生
 - ・三井住友トラスト・ホールディングス(株) フェロー役員兼チーフ・サステナビリティ・オフィサー、
 - ・21 世紀金融行動原則 持続可能な地域支援 WG 座長 金井 司
- <進行> UNEP FI 特別顧問 末吉 竹二郎
- (5) 閉会ご挨拶 環境省 大臣官房環境経済課長 西村 治彦
- 参加人数 95名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 10名)

➤ 責任銀行原則 (PRB) インパクト分析ツール説明会 (UNEP FI 共同開催)

- 日 時 2020年1月14日(火)16:30~18:00
- 場 所 AP 東京丸の内ルーム E
- プログラム
 - (1) 開会挨拶 UNEP FI 特別顧問 末吉 竹二郎
 - (2) ツール説明
- 参加人数 約 20名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 5名)

➤ TCFD ウェビナー (UNEP FI 共同開催)

- 日 時 2020年2月28日(金)16:00~18:00
- テー マ TCFD パイロットプログラム
- プログラム
 - ・ UNEP FI TCFD プログラムの紹介と日本の気候リスクについて
 - ・ 銀行の気候リスク分析アプローチの概要
 - ・ TCFD と NGFS (気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク) の現状での取り組み
 - ・ 気候リスク政策のグローバル動向
- 参加人数 32名(座長、登壇者、事務局除く。うち署名金融機関等 30名)

署名機関数と会費の徴収状況

1. 署名機関数

285 機関（2020 年 2 月末時点）

うち運用業務 WG	37 機関
保険業務 WG	25 機関
預貸業務 WG	223 機関

新規署名機関（2019 年 4 月～2020 年 2 月）※機関名横かっこ内は署名年月

- 尼信リース 株式会社(2019 年 4 月)
- 株式会社 新生銀行(2019 年 4 月)
- 中道リース 株式会社(2019 年 4 月)
- 株式会社 アマダリース(2019 年 4 月)
- 積水リース 株式会社 (2019 年 6 月)
- ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント 株式会社(2019 年 6 月)
- 野村不動産投資顧問 株式会社(2019 年 7 月)
- 第一勧業信用組合(2019 年 7 月)
- 日本生命保険 相互会社(2019 年 7 月)
- 浜松いわた信用金庫(2019 年 7 月)
- ケネディクス 株式会社(2019 年 8 月)
- ケネディクス不動産投資顧問 株式会社(2019 年 8 月)
- 一般社団法人 日本投資顧問業協会(2019 年 9 月)
- ぶぎん総合リース 株式会社(2019 年 9 月)
- 株式会社 東和銀行(2019 年 9 月)
- 鹿児島相互信用金庫(2019 年 11 月)
- リそなアセットマネジメント 株式会社(2020 年 1 月)

2. 会費の徴収状況

- ・ 4 月 26 日より会費徴収開始（請求書発行）
- ・ 2 月末日時点：

入金済	285 機関（失効機関 2 機関を含む）
未入金	2 機関（期日前の 2 機関含む）
入金額計	8,452,500 円

※5 月以降の新規署名金融機関等については、年会費は月割りで徴収

次年度の活動予定

- 次年度第1回目の運営委員会は、5月中旬を予定。そこで、監査報告を行っていただき、6月には臨時総会（メールベース）を開催し、会費の使途内容を確認いただく。
- 各WGを中心とした活動を継続し、その概要はウェブサイトへ随時掲載していく。
- 10月に開催予定のPRI in Person 東京などにあわせて、21世紀金融行動原則でも関連イベントを開催する方向で検討中。

参考資料

【参考資料 1】

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」
運営規程

【参考資料 2】

21 世紀金融行動原則署名金融機関一覧

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」運営規程

平成 23 年 11 月 8 日制定

平成 24 年 5 月 11 日改正

平成 25 年 4 月 24 日改正

平成 26 年 1 月 28 日改正

平成 26 年 5 月 9 日改正

平成 26 年 10 月 30 日改正

平成 28 年 2 月 5 日改正

平成 29 年 9 月 25 日改正

平成 30 年 5 月 23 日改正

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

この原則は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（通称：21 世紀金融行動原則）」と称し、英文では、Principles for Financial Action towards a Sustainable Society (Principles for Financial Action for the 21st Century, 略称 PFA21) と表記する。

第 2 章 定義及び目的

第 2 条 (定義)

1. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」の普及促進及び改正等の運営については、この運営規程（以下「運営規程」という。）の定めるところによる。
2. 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」関連文書（以下「行動原則関連文書」という。）は、次のとおりとする。
 - (1) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）」（以下「行動原則」という。）
 - (2) 次に掲げる業務別ガイドライン（以下総称して「業務別ガイドライン」という。）
 - ア. 「運用・証券・投資銀行業務ガイドライン」
 - イ. 「保険業務ガイドライン」
 - ウ. 「預金・貸出・リース業務ガイドライン」

第 3 条 (目的)

金融機関等が行動原則に則り、行動指針として定めた「業務別ガイドライン」を参考として、相互の協働を図るとともに、諸団体及び国際機関と連携する等を通じて、環境金融に対する積極的な活動を促進し、もって我が国における持続可能な社会を形成し、グローバル社会の一員として地球規模で社会の持続可能性を高めることへ貢献することを目的とする。

第 3 章 署名金融機関等

第4条（参加資格）

1. 行動原則に署名を行える者の範囲については、我が国の法令に基づき設立され、かつ適切な業務運営がなされている預金取扱金融機関、機関投資家、NPO バンクその他の金融機関等（以下「金融機関等」という。）とする。
2. 前条の規定にかかわらず、我が国において業務実態のない者、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為を行った者又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）と関連を有する者のいずれかに該当する場合は、前条において適切な業務運営がなされていないものとみなす。

第5条（参加手続）

1. 行動原則への参加を希望する金融機関等は、別添 1 の署名書式に必要事項を記載の上、金融機関等において代表権を有する者が署名又は記名・押印し、第 24 条に規定する運営委員会の共同委員長（以下「運営委員会委員長」という。）に提出しなければならない。
2. 署名の効力は、運営委員会委員長が、前項の規定により提出された署名書式を受け付けた場合において、当該署名書式に記載された日から発生するものとする。ただし、運営委員会委員長が当該提出者について、前条第 2 項に規定する場合においては、これを受け付けないものとする。
3. 行動原則への参加は、前項の規定において、署名の効力が発生した日とする。
4. 署名手続きは、法人ごとに行うものとし、その効力は、当該法人のみに及ぶものとする。

第6条（会費）

1. 行動原則に参加した金融機関等（以下「署名金融機関等」という。）は、会費を負担しなければならない。
2. 署名金融機関等は、毎年 6 月末日までに、当該年度の会費として年 3 万円を、第 34 条に規定する事務局（以下「事務局」という。）が指定する銀行口座宛に、支払うものとする。ただし、初めて参加した金融機関等は、その参加の日から起算して 3 月以内に、当該年度の会費を支払うものとする。
3. 前項ただし書の場合において、当該会費の額は、初めて参加した月を含む当該年度の残りの期間を対象に、年額の月割起算により算出した金額とする。

第7条（名称変更）

署名金融機関等は、その名称に変更があったときは、別添 2 の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに届け出なければならない。

第8条（失効）

1. 署名金融機関等が、組織の再編又は消滅等に伴い、署名の効力を維持できなくなるときは、別添 3 の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに届け出なければならない。
2. 前項の規定により、署名金融機関等の資格が失効した場合においても、当該年度に係る未納の会

費は納付するものとし、既納の会費は返還されないものとする。

- 署名の効力は、第1項の規定により運営委員会委員長が受け付けた別添3の様式に記載された日において失われるものとする。

第9条（撤回）

- 署名金融機関等は、別添4の様式に必要事項を記載の上、運営委員会委員長に速やかに提出することにより、当該署名を撤回することができる。
- 前項の規定により、署名金融機関等が資格を喪失した場合においても、当該年度に係る未納の会費は納付するものとし、既納の会費は返還されないものとする。
- 署名の効力は、第1項の規定により運営委員会委員長が受け付けた別添4の様式に記載された日において失われるものとする。

第10条（地位の取消）

第27条第2項に基づく取消の議決が行われた場合には、運営委員会委員長は当該議決の対象となった署名金融機関等にその旨通知する。

第11条（署名金融機関等の責務等）

- 署名金融機関等はその業務運営において、行動原則関連文書の趣旨を尊重し、その遵守に努めることとする。
- 署名金融機関等は、行動原則に則った取組について、毎年10月末日まで（署名を行う年にあつては、可能な限り第6条に基づき行われる署名書式提出時）に別添5の様式により事務局に報告するものとする。ただし、署名金融機関等が行動原則に則った取組について、各種報告書等において既に公表しているときは、当該報告書等の提出をもって別添5の様式の提出に代えることができる。
- 署名金融機関等は、行動原則に署名している旨を開示する目的で、行動原則の名称を使用することができる。
- 署名金融機関等は、行動原則関連文書の改正、普及促進等に関する提案を第22条に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）に提出することができる（様式は問わない）。

第4章 総会

第12条（構成）

総会は、全ての署名金融機関等をもって構成する。

第13条（決議事項）

総会は、次に掲げる事項について決議する。

- 第22条第2項に規定する運営委員の選任及び解任
- 第15条第1項に規定する監事の選任及び解任
- 事務局の選定
- 行動原則の改正（軽微なものを除く）

5. 運営規程の改正（軽微なものを除く）
6. 予算の承認
7. 収支報告書の承認
8. 会費及び署名金融機関等の会費分担基準
9. 解散及び残余財産の分配
10. その他次条に規定する総会の共同議長（以下「共同議長」という。）が必要と認める事項

第 14 条（議長）

1. 総会に、原則として署名金融機関等の中から 2 機関の共同議長を置き、互選によってこれを定める。共同議長は共同で会務を総理する。
2. 議長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

第 15 条（監事）

1. 総会に、署名金融機関等の中から原則として 2 機関の監事を置き、互選によってこれを定める。
2. 監事の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期の上限は 4 年とする。
3. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 行動原則の財産及び収支報告を監査すること。
 - (2) 前項の規定により、監査の結果、行動原則の財産及び収支報告等に関する不正の行為又は法令に違反する等重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は運営委員会に報告すること。

第 16 条（開催）

1. 総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年 1 回 1 月から 3 月までの間に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 臨時総会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法で開催することができる。
3. 総会は、オブザーバーを受け入れることができる。オブザーバーの参加は、共同議長の承認を必要とするものとする。オブザーバーは、共同議長の求めに応じて意見を述べるができるが、議決権を有しないものとする。

第 17 条（招集）

1. 総会の招集は、運営委員会がこれを決定し、共同議長が招集する。
2. 共同議長は、定時総会を招集するときはその会議を開催する日の 15 日前までに、臨時総会を招集するときはその会議を開催する日の 7 日前までに、それぞれ署名金融機関等にその旨を通知するものとする。
3. 署名金融機関等は、運営委員会委員長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

第 18 条（議決権）

総会における議決権は、署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

第 19 条（決議）

総会の決議は、法令又は運営規程に別段の定めがある場合を除き、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等が出席し、出席した署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。ただし、第 16 条第 2 項の規定により、書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により臨時総会が開催された場合における決議は、総署名金融機関等の議決権の過半数を有する署名金融機関等から書面、電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。

第 20 条（代理又は書面等による議決権の行使）

1. 総会に出席することができない署名金融機関等は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し又は他の署名金融機関等を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該署名金融機関等又は代理は、代理権を証明する委任状を書面にて運営委員会へ提出するものとする。
2. 運営委員会は、必要があると認める場合には、総会の招集通知に議決権行使書を添付することができる。この場合、署名金融機関等は、当該議決権行使書により議決権を行使することができるものとする。当該議決権行使書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 各議案の内容及び当該議案についての賛否を記載する欄
 - (2) 署名金融機関等による賛否の記載がない議決権行使書が提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容
3. 第 1 項及び第 2 項の規定により、代理人又は書面により行使された議決権の数は出席した署名金融機関等の数に参入する。

第 21 条（議事概要）

総会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電磁的方法その他運営委員会が適切と認める方法により通知する。

第 5 章 運営委員会

第 22 条（構成）

1. 運営委員会は、運営委員により構成するものとする。
2. 運営委員は、署名金融機関等の中から、定時総会の決議によって、原則として 10 機関選任されるものとする。
3. 運営委員になることを希望する署名金融機関等は、前項の規定により運営委員の選任を行う定時総会の 20 日前までに事務局宛にその旨を書面にて提出するものとする。
4. 運営委員の任期は、選任された定時総会が開催された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

5. 第 29 条に規定するワーキンググループの座長は、原則として運営委員会に出席し、ワーキンググループの活動内容の報告等を行うものとする。
6. 運営委員会は、運営委員会委員長の承認を得て、アドバイザー及びオブザーバー（以下「アドバイザー等」という。）を受け入れることができる。アドバイザーは、運営委員会の運営方針やワーキンググループの活動等に対して助言を述べるができるものとし、オブザーバーは、運営委員会委員長の求めに応じて意見を述べるができるものとする。この場合において、アドバイザー等は、議決権を有しないものとする。

第 23 条（決議事項）

運営委員会は、次に掲げる事項について決議する。

1. 総会の招集
2. 総会に付議する議案
3. 行動原則関連文書の普及促進
4. ワーキンググループの設置及び廃止
5. 行動原則及び運営規程の軽微な改正
6. 業務別ガイドラインの策定及び改廃
7. 署名金融機関等の地位の取消
8. その他運営委員会委員長が必要と認める事項

第 24 条（委員長）

1. 運営委員会に、原則として運営委員の中から 2 機関の共同委員長を置き、互選によってこれを定める。共同委員長は共同で会務を総理する。
2. 運営委員会委員長の任期は、選任された日から原則 2 年とし、再任を妨げない。

第 25 条（開催）

1. 運営委員会は、定時運営委員会及び臨時運営委員会とし、定時運営委員会は原則年 2 回開催し、臨時運営委員会は必要に応じて開催するものとする。
2. 運営委員会の開催は、運営委員会委員長がこれを決定し、行うものとする。運営委員は、運営委員会委員長に対し、運営委員会の目的である事項及び開催の理由を示して、臨時運営委員会の開催を請求することができる。
3. 運営委員会は、必要に応じて書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により開催することができる。

第 26 条（議決権）

運営委員会における議決権は、運営委員たる署名金融機関等 1 機関につき 1 個とする。

第 27 条（決議）

1. 運営委員会の決議は、法令又は行動原則に別段の定めがある場合を除き、運営委員の過半数が出席し、出席した運営委員の過半数をもって行う。ただし、第 25 条第 3 項の規定により、書面、

電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により臨時運営委員会が開催された場合における決議は、運営委員の過半数から書面又は電磁的方法による返信がなされ、当該返信のなされた運営委員の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、署名金融機関等が第4条第2項に該当することが判明した場合には、運営委員の過半数が出席する運営委員会において、出席する運営委員の議決権の3分の2以上の多数をもって、当該署名金融機関等の地位の取消を決することができる。

第28条（議事概要）

運営委員会の議事については、事務局が議事概要を作成し、全ての署名金融機関等に書面、電磁的方法その他運営委員会委員長が適切と認める方法により通知する。

第6章 ワーキンググループ

第29条（構成）

1. 運営委員会は、必要に応じてその決議により、ワーキンググループの設置及び廃止を行うことができる。
2. ワーキンググループの座長は、運営委員会の決定により、運営委員会委員長が委嘱するものとする。

第30条（所管）

ワーキンググループは、次の事項に関する審議を行い、運営委員会の求めに応じて報告を行うものとする。

1. 業務別ガイドラインの策定及び改正
2. 第11条第2項の規定に基づき署名金融機関等により報告される取組事例の取扱い
3. その他必要な事項

第31条（開催）

ワーキンググループは、必要に応じて座長が開催し、書面、電磁的方法その他座長が適切と認める方法により開催することができる。

第7章 資産及び会計

第32条（事業年度）

行動原則の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第33条（事業報告及び決算）

行動原則の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、事務局がただちに書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1回運営委員会開催時に報告しなければならない。

第8章 事務局

第34条（事務局）

1. 行動原則の事務を処理するために事務局を設ける。
2. 事務局は、運営委員会により選出され、総会の承認を得るものとする。
3. 事務局は、一般財団法人地球・人間環境フォーラムに置く。なお、その委託期間は、平成32年3月末日までとし、再任を妨げない。

第35条（所管）

事務局は、次に掲げる事項について業務を遂行し、行動原則の活動を補佐する。

1. 会費の徴収及び管理
2. 運営委員会、総会及びワーキンググループに関する準備及び対応
3. その他運営委員会が必要と認める事項

第9章 雑則

第36条（雑則）

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会委員長が運営委員会に諮って定める。

附則

第1条（施行）

この規程は、平成23年11月8日から施行する。

第2条（会費）

第6条第2項の規定にかかわらず、署名金融機関等は、平成29年12月末日までに、当該年度の会費として3万円を、第34条に規定する事務局が指定する銀行口座宛に支払うものとする。

第3条（予算及び収支報告決議）

第13条第6項及び第7項においては、毎年6月に臨時総会を開催し、その決議をもってこれを承認するものとする。ただし、その開催方法は、電磁的方法により行うものとし、この場合の決議は、署名金融機関等の議決権の過半数をもって行う。なお、この場合に限り、第19条の規定にかかわらず、当該議案に反対する署名金融機関等のみ返信するものとし、返信しない場合には、賛成したものとみなす。

以 上

21世紀金融行動原則署名金融機関等一覧

(2020年2月末時点 285機関、五十音順)

アースパワー 株式会社	オリックス銀行 株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	株式会社 鹿児島銀行
愛銀リース 株式会社	鹿児島相互信用金庫
株式会社 愛知銀行	株式会社 関西みらい銀行
IBJL東芝リース 株式会社	関西みらいリース 株式会社
株式会社 あおぞら銀行	株式会社 北九州銀行
株式会社 青森銀行	岐阜信用金庫
株式会社 秋田銀行	九州キャピタルファイナンス 株式会社
アクサ生命保険 株式会社	株式会社 九州リースサービス
株式会社 足利銀行	九州労働金庫
尼崎信用金庫	株式会社 紀陽銀行
尼信リース 株式会社	京銀リース・キャピタル 株式会社
株式会社 アマダリース	株式会社 京都銀行
アライアンス・バーンスタイン 株式会社	京都信用金庫
アルプスファイナンスサービス 株式会社	共友リース 株式会社
株式会社 阿波銀行	株式会社 きらぼし銀行
阿波銀リース 株式会社	株式会社 きらやか銀行
飯田信用金庫	きらやかリース 株式会社
イーデザイン損害保険 株式会社	桐生信用金庫
株式会社 イオン銀行	近畿総合リース 株式会社
株式会社 池田泉州銀行	近畿労働金庫
池田泉州リース 株式会社	ぐんぎんリース 株式会社
いちご 株式会社	株式会社 群馬銀行
茨城県信用組合	株式会社 京葉銀行
株式会社 伊予銀行	ケネディクス 株式会社
いよぎんリース 株式会社	ケネディクス不動産投資顧問 株式会社
株式会社 岩手銀行	株式会社 高知銀行
株式会社 インテグレックス	株式会社 西京銀行
株式会社 ヴォンエルフ	株式会社 埼玉りそな銀行
ACSリース 株式会社	株式会社 ザイマックス不動産投資顧問
SMBC日興証券 株式会社	株式会社 佐賀銀行
株式会社 SBJ 銀行	株式会社 山陰合同銀行
NECキャピタルソリューション 株式会社	山陰総合リース 株式会社
NTTファイナンス 株式会社	CSRデザイン環境投資顧問 株式会社
株式会社 愛媛銀行	JA三井リース 株式会社
愛媛信用金庫	JA 三井リース九州 株式会社
MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス 株式会社	株式会社 滋賀銀行
MS&AD インターリスク総研 株式会社	しがぎんリース・キャピタル 株式会社
エムジーリース 株式会社	株式会社 四国銀行
株式会社 大分銀行	四国労働金庫
大阪厚生信用金庫	株式会社 静岡銀行
大阪シティ信用金庫	静岡県労働金庫
大阪信用金庫	株式会社 静岡中央銀行
おかしんリース 株式会社	しずおか焼津信用金庫
株式会社 沖縄海邦銀行	静銀リース 株式会社
株式会社 沖縄銀行	株式会社 七十七銀行
沖縄県労働金庫	株式会社 清水銀行
オリックス 株式会社	清水リース&カード 株式会社
オリックス・アセットマネジメント 株式会社	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント 株式会社
	株式会社 十八銀行

株式会社 十六銀行
十六リース 株式会社
首都圏リース 株式会社
商工中金リース 株式会社
株式会社 荘内銀行
城南信用金庫
城北信用金庫
株式会社 常陽銀行
昭和リース 株式会社
しんきん総合リース 株式会社
株式会社 新生銀行
スルガ銀行 株式会社
静清信用金庫
西武信用金庫
積水リース 株式会社
セゾン自動車火災保険 株式会社
株式会社 セブン銀行
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社
損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント 株式会社
SOMPOひまわり生命保険 株式会社
SOMPOホールディングス 株式会社
SOMPOリスクマネジメント 株式会社
第一勧業信用組合
第一生命保険 株式会社
第一リース 株式会社
株式会社 大光銀行
株式会社 第三銀行
株式会社 第四銀行
第四リース 株式会社
株式会社 大東銀行
大同生命保険 株式会社
太陽生命保険 株式会社
株式会社 大和証券グループ本社
大和証券投資信託委託 株式会社
高崎信用金庫
株式会社 筑邦銀行
株式会社 千葉銀行
ちばぎんリース 株式会社
株式会社 千葉興業銀行
中央労働金庫
株式会社 中京銀行
中京総合リース 株式会社
中銀リース 株式会社
株式会社 中国銀行
中国労働金庫
中日信用金庫
銚子信用金庫
株式会社 筑波銀行
鶴岡信用金庫
T&D アセットマネジメント 株式会社
T&D フィナンシャル生命保険 株式会社
株式会社 T&D ホールディングス
T&Dリース 株式会社
ディー・エフ・エル・リース 株式会社

ティーキャピタルパートナーズ 株式会社
東海東京証券 株式会社
東海労働金庫
東京海上アセットマネジメント 株式会社
東京海上日動あんしん生命保険 株式会社
東京海上日動火災保険 株式会社
東京海上ミレア少額短期保険 株式会社
東京きらぼしリース 株式会社
株式会社 東京スター銀行
東京センチュリー 株式会社
東銀リース 株式会社
とうしんリース 株式会社
東濃信用金庫
株式会社 東邦銀行
株式会社 東北銀行
東北労働金庫
株式会社 東和銀行
株式会社 鳥取銀行
株式会社 トマト銀行
トマトリース 株式会社
株式会社 富山第一銀行
富山ファースト・リース 株式会社
豊橋信用金庫
とりぎんリース 株式会社
株式会社 ながぎんリース
長野県労働金庫
中ノ郷信用組合
中道リース 株式会社
株式会社 名古屋リース
株式会社 南都銀行
南都リース 株式会社
新潟県労働金庫
新潟信用金庫
西尾信用金庫
にしんリース 株式会社
株式会社 西日本シティ銀行
日興アセットマネジメント 株式会社
日新火災海上保険 株式会社
ニッセイアセットマネジメント 株式会社
日通商事 株式会社
株式会社 日本政策投資銀行
日本生命保険 相互会社
一般社団法人 日本投資顧問業協会
二本松信用金庫
ネオファースト生命保険 株式会社
農林中央金庫
のと共栄信用金庫
野村アセットマネジメント 株式会社
野村證券 株式会社
野村不動産投資顧問 株式会社
株式会社 八十二銀行
八十二リース 株式会社
浜銀ファイナンス 株式会社
浜松いわた信用金庫

ばんしんリース 株式会社
BNP パリバ証券 株式会社
株式会社 肥後銀行
日立キャピタル 株式会社
ひめぎんリース 株式会社
株式会社 百五銀行
百五リース 株式会社
株式会社 百十四銀行
兵庫信用金庫
ひろぎんリース 株式会社
株式会社 広島銀行
フィデアリース 株式会社
ぶぎん総合リース 株式会社
株式会社 福井銀行
株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ
株式会社 福岡リアルティ
株式会社 福銀リース
株式会社 福島銀行
株式会社 福邦銀行
芙蓉総合リース 株式会社
碧海信用金庫
へきしんリース 株式会社
ペット&ファミリー損害保険 株式会社
株式会社 豊和銀行
株式会社 北越銀行
北越リース 株式会社
北銀リース 株式会社
株式会社 北都銀行
株式会社 北洋銀行
株式会社 北陸銀行
北陸労働金庫
株式会社 北海道銀行
北海道リース 株式会社
北海道労働金庫
株式会社 北國銀行
北国総合リース 株式会社
三重銀総合リース 株式会社
三重リース 株式会社
みさき投資 株式会社

株式会社 みずほ銀行
みずほリース 株式会社
株式会社 みちのく銀行
三井住友海上あいおい生命保険 株式会社
三井住友海上火災保険 株式会社
三井住友海上プライマリー生命保険 株式会社
株式会社 三井住友銀行
三井住友 DS アセットマネジメント 株式会社
三井住友トラスト・アセットマネジメント 株式会社
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 株式会社
三井住友トラスト・ホールディングス 株式会社
三井住友ファイナンス&リース 株式会社
三井ダイレクト損害保険 株式会社
三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
三菱電機クレジット 株式会社
株式会社 三菱UFJ銀行
三菱UFJ信託銀行 株式会社
三菱UFJリース 株式会社
株式会社 みなと銀行
株式会社 南日本銀行
株式会社 宮崎銀行
株式会社 宮崎太陽銀行
株式会社 武蔵野銀行
明治安田アセットマネジメント 株式会社
株式会社 めぶきリース
株式会社 もみじ銀行
盛岡信用金庫
株式会社 山形銀行
山銀リース 株式会社
株式会社 山口銀行
大和信用金庫
株式会社 山梨中央銀行
株式会社 横浜銀行
リコーリース 株式会社
りそなアセットマネジメント 株式会社
株式会社 りそな銀行
株式会社 りそなホールディングス
株式会社 琉球銀行
労働金庫連合会労働金庫連合会

**持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則
(21世紀金融行動原則)**

【事務局】

一般財団法人 地球・人間環境フォーラム

〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-17-3 蔵前インテリジェントビル 8階
TEL: 03-5825-9735 E-mail: kankyo_kinyu@gef.or.jp

(担当) 坂本 有希／瀬戸 進一／中畝 幸雄／津田 尚子

【パートナー】

環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目 2-2
TEL: 03-5521-8240 E-mail: principle@env.go.jp

(担当) 大臣官房環境経済課

課 長：西村 治彦
課長補佐：田辺 敬章
担 当：松田 幸子／石井 規雄

2020年3月4日



PFA21

**Principles for Financial
Action for the 21st Century**